

独立行政法人 地域医療機能推進機構 二本松病院附属介護老人保健施設
運営規程

(運営規定設置の趣旨)

第1条 独立行政法人 地域医療機能推進機構(JCHO)の開設する二本松病院附属介護老人保健施設(以下「当施設」という。)の運営管理については法令に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(目的)

第2条 当施設は看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設は、前条の目的を達成するため次のことを方針として運営するものとする。

- (1) 当施設では利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護保険サービスの提供に努める。
- (2) 当施設では明るく家庭的な雰囲気のもと、利用者の心身の特性に応じた介護・看護ケア、及び機能訓練等のサービスを適切に提供するよう努める。
- (3) 当施設では地域や家庭との連携を重視した運営を心がけ、これら入所利用の方が居宅における生活への復帰を目指し、生きがいをもって療養生活を送れるよう、又家族の負担軽減を図れるよう努める。
- (4) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名称
独立行政法人 地域医療機能推進機構(JCHO)
二本松病院附属介護老人保健施設
- (2) 開設年月日 平成9年5月1日
- (3) 所在地 〒964-8501 福島県二本松市成田町一丁目867
- (4) 電話番号 0243-22-6517 FAX 番号 0243-22-6518
- (5) 管理者名 柳沼 健之
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(0751085010)

(協力病院)

第5条 当施設の協力病院は以下のとおりとする

- (1) 独立行政法人 地域医療機能推進機構(JCHO)二本松病院
(診察、検査、投薬、注射、処置など)
福島県二本松市成田町1-553 (TEL0243-23-1231)
- (2) 歯科医院もとみや(協力歯科医院)
福島県本宮市本宮戸崎14-1 (TEL0243-24-7980)

(従業者の職種、定数)

第6条 当施設の従事者の職種、定数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

職種・職名	定数	備考
施設長	1名	二本松病院副院長兼務
副施設長	1名	二本松病院事務長兼務
医師	1名以上	二本松病院医師兼務
薬剤師	1名	二本松病院兼務
理学療法士・作業療法士	2名以上	
管理栄養士	1名	
看護師・准看護師	10名以上	
介護職員	25名以上	
支援相談員	1名以上	
介護支援専門員	1名以上	
事務員	1名以上	

(職員の職務内容)

第7条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる職員の総括管理、指導を行う。
- (2) 副施設長は施設長を補佐し、施設長に事故があるとき又は施設長が不在時は、その職務を代行する。
- (3) 医師は、利用者の症状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (4) 薬剤師は、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (5) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (6) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (7) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携を図る。
- (8) 理学療法士、作業療法士はリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーション実施に際し指導を行う。
- (9) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (10) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画書の作成を行う。
- (11) 事務員は施設・設備の維持管理、国保連合会への給付の請求、利用者の施設利用料の請求を行う。

(利用定員)

第8条 当施設の入所定員は100名とする。(短期入所療養介護含む)

2階 50人 3階 50人

療養室 4人部屋 20室 2人室部屋 4室 個室 12室

(介護老人保健施設のサービス内容)

第9条 当施設のサービス内容は下記の通り

(1) 看護・介護サービス

食事の世話、排泄の世話、入浴、衣服の着脱、移動体位交換など
食事時間：朝食7時30分 昼食12時00分 夕食18時00分
原則 食堂でおとりいただく。

入浴：入所・短期入所療養介護の場合、週に最低2回。ただし利用者の身体状態に応じて清拭となる場合がある。

※衣類の洗濯は基本ご家族の方をお願いする。難しい場合はクリーニング（有料）の利用をしていただく。

(2) 医療サービス

診察、検査、服薬、注射、処置、歯科検診（無料）など
協力病院：独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院
協力歯科医院：歯科医院もとみや

※利用者の状態が急変したような場合には、速やかに対応をお願いする。

(3) 機能訓練サービス

心身諸機能維持回復のためのリハビリテーション、レクリエーションを行う。

(4) 相談援助サービス

利用者又はその家族に対し、日常生活上・社会生活上の相談に応じ、援助を行う。

(5) その他のサービス

理美容のサービス、広報誌の発行、インフルエンザワクチン予防接種
理美容：月4回程度理美容師が施設を訪問（別紙料金表に定める料金をいただく）
インフルエンザワクチン予防接種：希望者に接種する。（別紙料金表に定める料金をいただく）

(6) 各種加算を施設サービス計画に基づき、別紙の通り算定する。

(非常災害の対策)

第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、副施設長を充てる。

(2) 火元責任者には、施設職員を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

②利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・年1回以上

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 11 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 利用者は施設の定めた規則を守っていただく。
 - ①入所中は、施設で薬を出すこととする。また、入所中に他の医療機関で受診する場合は実費となる。(入所当日も同様とする。)
 - ②集団生活となるためお互いに秩序を守り他人に迷惑を掛けないよう心がけていただく。
 - ③身の廻りの整理整頓を行っていただく。
- (2) 利用者は施設サービス計画書にもとづき、治療・看護・機能訓練を受けていただく。
- (3) 利用者は施設サービス計画書、リハビリテーション実施計画書にもとづき、理学療法士及び作業療法士等によるリハビリテーションを行う。
- (4) 利用者は医師の診断により病院に入院して治療を受けなければならなくなった場合、他の施設での療養が必要と判断された場合及び家庭復帰が可能となった場合の退所は施設の指示に従っていただく。
- (5) 利用者の現金及び貴重品等の紛失については責任を負いかねるため、持ち込みは禁止とする。
- (6) 施設及び敷地内は全面禁煙、禁酒とする。

(利用料の受領)

第 12 条 各サービスを提供した場合の利用料は厚生労働大臣の定める基準によるものとする。

(利用者負担の額)

第 13 条 利用者負担の額を以下の通りとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、私物の洗濯代、その他の費用等の利用料を別に定める利用料金表により、支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において国が定める「負担限度額段階(第一段階から第 3 段階まで)」のご利用者様の自己負担額については別に定める利用料金表により、支払いを受ける。

(償還払いについて)

第 14 条 償還払いの施設利用者は、施設サービス費用の全額を支払いしたのち領収書を受け取り、利用者は市町村に領収書を添付して支給申請を行ない、保険給付対象額の支払いを受けていただく。

(身体拘束等)

第 15 条 原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合、医師が利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(身体拘束ゼロ推進・虐待防止委員会)を 3ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(入退所の手続きについて)

第 16 条 入所時に必要な書類は下記の通りとする。

- (1) 利用申込書
- (2) 利用同意書並びに利用者負担同意書
- (3) 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、健康保険証
- (4) 再入所時及び入所中変更があった際は介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、健康保険証

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 17 条

1. 職員は、業務上知り得た利用者又は被扶養者若しくはその家族等に関する個人情報を漏らすことがないように適切に取り扱います。但し、例外として次の各号については、情報提供を行なうこととする。
 - (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - (2) 居宅介護支援事業所との連携
 - (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医の連絡等
 - (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとする。

(事故発生時の対応)

第 18 条

- (1) 当施設は入所利用の方に対し、施設医師が診察が必要であると判断した場合、かかりつけ医師又は協力病院、協力歯科医院の診察を依頼する。
- (2) 入所利用の方で、対応が困難な方について専門的な医療機関を紹介する。
- (3) 入所利用の方が心身上、急変した場合は、身元引受の方又は指定する方に緊急連絡をする。
- (4) 施設のサービス提供上当該施設の責めに帰する事由によって利用者が被害を負った場合については損害賠償等について協議する。
- (5) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修
- (6) 前 5 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(損害賠償について)

第 19 条 サービスの提供に伴って、当事業所又は従事者の責めに帰すべき理由により入所者又はご家族の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。

(再利用に関すること)

第 20 条 1 年以上利用がなかった場合、あらためて利用手続きをしていただく。

(苦情の対応について)

第 21 条

(1) 【苦情解決責任者】	
施設長	柳沼 健之
(2) 【苦情受付担当者】	
支援相談員	安田 晴絵
(3) 【事業者の窓口】	
独立行政法人地域医療機能推進機構 二本松病院附属介護老人保健施設	(電話番号) 0243-22-6517 (FAX番号) 0243-22-6518 (受付時間) 午前8時半から午後5時15分(日・祝日 休) ※上記又は「ご意見箱」へ申し出てください。
(4) 【公的機関窓口】	
二本松市役所 介護保険係	(電話番号) 0243-55-5115 (FAX番号) 0243-22-1547 (受付番号) 午前8時半から午後5時15分(土日・祝日 休)

(虐待の防止等)

第 22 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(身体拘束ゼロ推進・虐待防止委員会)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は別紙のとおり対応する。

(職員の服務規律)

第 23 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 24 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 25 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める独立行政法人地域医療機能推進機構の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 26 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 27 条

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 3 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(ハラスメント対策について)

第 28 条

当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 29 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

(提供するサービスの第三者評価の実施状況について)

第 30 条

実施なし	現在、第三者評価を実施していないが、提供するサービスの質の向上を図るために当施設では介護相談員の積極的な受入や利用者満足度調査を実施している。
------	---

(業務継続計画の策定等)

第 31 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 9 年 5 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、令和 11 年 4 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 11 年 9 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 11 年 12 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 12 年 7 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 16 年 1 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 18 年 6 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 19 年 7 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 29 年 5 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、令和 3 年 2 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、令和 4 年 8 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、令和 5 年 2 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

